

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（一〇・完）

フィリップ・ブオナローティ 著

田 中 正 人 訳

目 次

凡 例  
序 言

- 第一章 革命の諸局面——テルミドールまで 以上、一六九号
- 第二章 平等派——バンテオン・クラブの創設と解散（その1） 以上、一七〇号
- 第二章 平等派——バンテオン・クラブの創設と解散（その2） 以上、一七一号
- 第三章 秘密総裁府——設置とその組織（その1） 以上、一七二号
- 第三章 秘密総裁府——設置とその組織（その2） 以上、一七二号
- 第三章 秘密総裁府——設置とその組織（その3） 以上、一七三号
- 第四章 蜂起に向けて——警察隊の叛乱、そして山岳派との提携 以上、一七三号
- 第五章 蜂起直前——情勢判断と戦術会議 以上、一七四号
- 第六章 平等者の共和国——財産の共同体の運営と防衛（その1） 以上、一七四号
- 第六章 平等者の共和国——財産の共同体の運営と防衛（その2） 以上、一七四号

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（一〇・完）

第七章 全市民の共和主義的紐帯と統治機構

第八章 教育——新しい習俗の涵養

第九章 蜂起直後に取るべき施策。しかし陰謀の露見

終章 ヲァンドドーム高等法廷 (その一)

終章 ヲァンドドーム高等法廷 (その二)

補足資料

.....\*

以上、一七五号  
以上、一七六号  
以上、一七七号  
以下、本号

### 補足資料<sup>①</sup>

#### 補足資料 一

バブーフ「フェリックス・ルペルティエ宛ての手紙」<sup>①</sup>

共和暦第五年プレリアール五日（九七年五月二四日）、ヲァンドドームにて

尊敬に値する誠実な友 *ami* に。

わが友よ。陪審員たちは君の運命と私の運命とに関して評決する *prononcer sur* ために、票決 *voix* に進もうとします（票決はプレリアール七日朝）。私に分かっていることすべてからすれば、君は免れるでしょうが、私は助かり

ますまい。私の妻がこの手紙を君に手渡すときには、彼女は、昨年メシドル二八日（二七九六年七月一四日）に君宛てに書いた手紙〔補足資料 二〕として本号に収録〕も一緒に渡すこととなるでしょう。当時はその手紙を君に届けることができると思っていたのですが、そうする機会がなかったために、今まで取っておいたのです。今、その手紙に書かれてあることに付け加えて君に語りうることは何ひとつありません。その上、最期が近づいているために私は知性を、そしておそらくは心も閉ざされてしまっていて、数日前であれば展開もできたであろう感情をいっさい表現できないのです。よくは分からないのですが、私という存在の失われることを思い描くことが、これほどにつらいとは思ってはいませんでした。言っても仕方ありません。自然は常に強いのですから。人生観は自然に打ち克つ武器を幾らかは提供してくれませんが、しかし自然に対しては常に年貢を納めなければ〔死なねば〕なりません。——それでも私は、私の最後の瞬間にしかるべく耐えるために、十分に精神力を持ち続けることができと思っています。しかし、私にそれ以上の力を要求すべきではありません。私はある動揺、ある無感動、あるいは思考の空虚さを感じています。私の妻や子供たちに何らかの感情を抱きたいと私には思えるのに、もはや何の感情も覚えていないように思えるのです。彼らのことで君に言うべきことは何ひとつ思い浮かびません。憎むべき反革命が真摯な共和派に属するすべての人びとを排除するにちがいない以上、彼らに対する私の側からのあらゆる心遣いがすべて無駄になる、という悲しい予感のせいであるようなことになっているのではないのかどうか、私にはまだ分かりません。おまけに、逆境でのあの長い間の生活が、あまりにも頻繁に試練を受けた感受性をきつと鈍らせているのでしようし、おそらくは、人間の本性が越えることのない限度というものがあるのでしよう。またおそらく私は、〔現実には〕無頓着ではないものを無頓着と取り違えているのでしよう。私はそうした気持ちを恥ずかしく思っているからです。おそらく私は、あまりに多くのことを感じているために、何の感情も覚えてないのだと思います。私の思考が乱れていることを大目に見ていただきたい。私がかこ（この手紙）で言いたいと思っていることすべてを察していただきたいのです。最後の言葉を親友の胸中に託そうと思っ

いると君に断言しつつ、君にはすべてを語ったと考えている人間〔私〕が君に期待していることを行なっていたかいたか。私は、裁判の中で私の振舞い方で自分を慰めるべきだと思っています。私の心をかき乱す不安に挫けることなく、私は、最期にいたるまで、誠実な人間の名誉にとって死後に自慢すべきでないことはやはり何ひとつしないでおう、と思っています。さようなら。

G・バブーフ

訳注

〔0〕以下、本号に訳出する四点の補足資料のうち、二点は死刑を予感し、死を直前にしたバブーフの「遺書」に類するもの、一点はブオナローティが晩年にかなり近い時期に書いたものである。いずれもブオナローティの原著には収録されていないが、「証拠資料 三〇」(前号所収)との関連で、またこの翻訳を通じてブオナローティが用いたアナグラムを本名に復元してきたこととの関連で、訳出することとした。残る一点は、原著において「証拠書類 一」として収録されている、いわゆる「一七九三年憲法」である。

バブーフの政治的な「遺書」としては、ヴァンドーム裁判における「最終陳述(弁論)」(「終章」の訳注〔55〕を参照)という量的に大きな、かつ体系的なものがあるが、その紹介は機会を改めることとする。

〔1〕ブオナローティの原著には、バブーフがヴァンドームで書いた家族宛ての「遺言」の出典は以下による。Victor Arvialle, *Histoire de Gracchus Babeuf et du babouvisme, d'après de nombreux documents inédits*, op. cit., t. I, 1884, pp. 337-338 et M. Dommanget, *Pages choisies de Babeuf*, op. cit., pp. 309-310. なお、フェリックス・ルベルティエについては、第二章の訳注〔32〕を参照。この手紙は、共和暦第五年ブレイアール五日(九七年五月二十四日)、すなわち死刑判決の二日前、処刑の三日前に書かれた。なお、この手紙は、オリヴィエ・ブラン著、小宮正弘訳『一五〇通の最期の手紙——フランス革命の断頭台から』(一九八九年、朝日選書)にすでに翻訳・収録されている。

バブーフ「政治的遺言——フェリックス・ルペルティエ宛ての手紙」<sup>1)</sup>

共和暦第四年メシドール二六日（二七九六年七月一四日）、テンブル塔<sup>2)</sup>にて

こんにちは。親愛なるフェリックス君。自筆による以下の文面を見ても怖がらないでいただきたい。私との何らかのかわりの痕跡を残すすべてが、警察にしつこくつけ回されていることを私は知っています。私は、誰からも避けられており、危険人物として、また忍び寄る死として見做されている存在なのです。とはいえ、私の良心は、私が清廉潔白であると言っており、また、私の真の友たち、すなわち幾人かの正義の人もまた、私が自ら咎めるべき点はひとつもないことを知っています。彼らが私から遠ざかったとしても、私が彼らに本当に嫌悪を抱かせたからでは決してありません。敵意に満ちた行為に由来する、あの作られた恐怖心の結果なのであって、さもないれば彼らは犯罪者と見做され、犯罪者として扱われるからなのです。

こうした状況にある以上、勇敢な人びとに対していろいろな配慮をしなければならないことから、ほんの些細な不安であれ彼らに抱かせることのないように、私は彼らとの関係をすべて差し控えなければなりません。しかし私はよく考えた末に、死に向かう人間の想念に必然的に浮かんでくるさまざまなかを考えた末に、同胞市民のひとり（である君）に一步近づき決心をしたのです。その人（君）の安らぎをいささか傷つける危険しか冒さないと確信しているだけに、私は進んでそうしているのです。それ（君の安らぎが傷つく危険）は友情に対して払いうる犠牲なのです。フェリックスよ、私は、できる限り早く君を安心させることによってその犠牲を軽いものとするつもりです。何も心配することはないのです。君に宛てて書く最後のものとなるこの手紙<sup>3)</sup>を君に手渡すことによって、私と君の間でさまざま

な障害が生じる可能性があるにせよ、危険を冒すことなくそれらすべてを乗り越えることができる、と私は確信していました。

今やおそらく、私たちはお互いにより気兼ねなく、君は私の手紙を読み、私は君に言わねばならないことを言い尽くすことができるでしょう。私は、君に親しく語りかけるようにして文面を組み立てました。そう、私は君のことを友<sup>フレンド</sup>と呼んだのです。そう呼ぶことができると思っていましたし、〔今も〕そう思っています……。まさしく友として、私は信頼して君に語りかけているのですが、何のことか君は分かってくれるでしょうか。私の遺言と最後の依頼なのです。

私は、その遺言が執行されるかどうかは以下のような仮定に左右されている、と考えています。〔第一の仮定として〕常に君に断罪が及ぶようなことにはならないでしょう……。圧政者たちは、私の血と私の仲間の幾人かの血に満足して、それだけで済ませることがありうるでしょうし、当初は共和主義者全員を殺戮するつもりであったように見えました。彼ら自身の政策からして、おそらくはそうしない方がよいとするでしょう……。他方で、私が殉じた後に、運命がわが祖国を襲うことに飽き、それで祖国の真の友たちが安らぎの中で息を吹き返すこともありえます。……。〔第二の仮定として〕そうでない場合には、私は自分の死後に残ることすべてに對する希望を失わねばなりません。そのときには、美德と正義に属し、深く関係するものすべてに對してその犯罪的行為が引き起こす大量の離脱の中で、すべてが無に帰してしまいます。高潔な人びとの成果、彼らの記憶、彼らの家族、これらが永遠に闇に包まれることとなり、全面的な解体に巻き込まれてしまいます。さらにそのときには、あとは推して知るべし、私にとって今もなお大切な人びとを気にかけることははやないのです。存在するものすべてにとって避けることのできない最後の時である、死の眠りにいたるまで、彼らのことが頭から離れないのです。

私は最初の仮定の上に立って、手紙を続けます……。友よ。私は自分が、君と同じような正義の人びとが尊敬し、関

心を払ってくれるに値し続けている、と思つています。私は、私の苦惱を途方もなく大きなものとし、私の死を早めるあの邪悪な政治的マキャヴェリストの陣営のうちに君の姿を認めたことは一度もありません……。裏切り者たちよ。彼ら〔裏切り者〕がもつとも関心を抱いているように思われていた人びとに、卑劣かつ破廉恥な役割を演じさせることによって、彼らは、周知のものとなつていたすべての行為から私がいかに正しく清廉潔白な意図を抱いていたかが示されているのに、わが兄弟たちの解放のために私があれほど喜んで、またあれほど献身的に活動してきたのに、そしてこの崇高な営為の中で、私が幾らかの知性をその営為にもたらしたことを証明するきわめて大きな成功に引き続いてつかの間の不幸しか味わわなかつたのに、その私を次のように描いたのです。……例えば、彼らは私のことを、あるいは錯乱している哀れな夢想家として、あるいは人民の敵たちの裏切り行為の道具として描いたのです。……彼らは、隸従状態を打ち破り、祖国のひどい貧困を終わらせるための高潔な努力を有罪であるとする事について、恥ずかしげもなく圧政者たちと合意したのです。……その後で彼らは、恥じることなく、実際に犯罪という外観を与えようと彼らが考えた、ありとあらゆる副次的な事柄で飾り立てることによって、私だけにあの大罪 *crime capital* を押し付けたのです。それでも私は、誰ひとりとして名指して巻き添えにすることはすまい、という心遣いをもっていました。しかし私は、共和国全土の民主主義者の団結 *coalition* を全体として巻き添えにすることが当を得ている、と判断しました。専制支配に激しい恐怖を与えうろと思つたからですし、次に、平等の再建の企てが民主主義者にとって義務であるのと同じようにそうすることを義務的な企ての一部として提示しないのは、民主主義者すべてに対する侮辱となる、と考えたからです。あの偽りの兄弟たち、あの神聖な教説への背教者たちは、何を手に入れたのでしょうか。彼らは、巧妙さの極みと見做していたように思われるこの下劣なやり方を通じて何を手に入れたのでしょうか。彼らが手に入れたのは、汚名を着せること、革命家たちと人民とを狼狽させることだったのであって、革命家たちおよび人民は必然的に、指導者たちの意気阻喪した様子を目にして常に散り散りになるのです。そのことから彼らはさらに、こうした弱さを見せ付ける

ことを通じて敵を大胆にするという利益を得たのです。最後に彼らは、そのことから彼らがあつぱら氣に入っている人たちをいっそう急速に破滅に追いやるという利益を得たのです。

ああ。わが友よ。君はこれほど多くの破廉恥な行動にはまったく係わってきません。君は、公平な後世がおそらくわれわれに言い渡してくれる賛辞をすでにわれわれに送ってくれ始めています。君はわれわれのことを高潔で、精力的な共和主義者たち、名譽ある殉教者たちと呼んでくれており、君もそのひとりに選ばれていることを誇らしく思っています。君は、「革命の中で毅然とした態度を示したのに、臆病にも情勢への心配に絶えず付きまとわれ、また、もっと深く検討することなく、弱氣に陥り、それゆえ耐え難いけんか腰に没頭している人たちのことが、……また、誹謗中傷家という破廉恥な仕事に、しかも承知の上で自分自身の良心に背いているだけにいっそう破廉恥に身を売っている人たちのことも」理解できないと述べました。しかし君は、「ある政府の根底的な悪徳さるに氣づくことによって、それらの悪徳について語り、家が完全に焼けてしまう少し前に叫び声をあげ、また、革命を厳しく非難するのではなく、革命を絶えず擁護する……」人たちのことの方がよく理解できる、と述べました。君は、「いつの日か、フランス人から見れば、彼らの最良の友たちが、彼らのもっとも熱烈な擁護者たちが、彼らの幸福をもたらすためにきわめて大きな犠牲を払った人びとでさえ、そしてもっとも邪心のない人たちも、フランス人の敵と見做されかねなくする」不幸な出来事について、当然の危惧を表明しました。君が「平等を目差して闘っている人があらゆる悪業の的となっている。有徳の士たちの集団は自由の側近なのである。自負がさまざまな悪業をのさばらせているが、本性を矯正することによって道徳がすべての人びとを目覚めさせ、彼らを穏やかな水準の平等にできる限り味方するよう促すための立派な制度を弁護することは、それだけです。すでに成果を手に入れることなのである」と述べた際に、君は再び、われわれに合図を送り、われわれの正しさを認めてくれるように見えました。このように述べており、また、同じような考えを抱いていると私が確信している人物に対してこそ、私は以下のことを書き送ることができるのです。



人民に対する全面的な献身の中で、私が私個人の経済状態のことを気にかけたことは決してなく、また、私が経験しているような不首尾に終わった場合にどのようなことが起こりかねないかを予測したことも決してないことを、君に断言する必要はありません。私は、二人の子供と妻を後に残すことになりません。しかも、わずかなお金もないまま、今後生計を立てる手立てのないまま、彼らを後に残すのです。まさかフェリックスのような人物にとつては、この不幸な人たちが窮乏ゆえに死ぬことのないよう、彼らへの支援を任せるという遺贈〔死に際しての遺言による贈り物〕<sup>(legat)</sup>は決してあまり高くつくものとはならないでしょう。ミシェル・ル・Pのお嬢さん<sup>(6)</sup>がこの立派な仕事について彼〔フェリックス君〕の補佐をしてくれるでしょう。私が気づきえた彼女の精神の強靱さから、そして、過小評価のしようがなく、また世の中が生み出した不幸な人びとに対して発揮されることに慣れている彼女の思いやりから、私は、君がこの手紙を彼女に読ませるときの、彼女のあらゆる反応と決意とを確信しているのです。私が見捨てることとなるこれらの不幸な者たちのためになされるよう望んでいることを、私はほぼ決めてかかっているのですが、そのことをお許しいただきたい。わたしの二人の息子のうち、上の息子〔ロベール、通称エミール〕は、彼の教育のためになされたわずかなことを通じて私が判断しうる限りでは、学問にはあまり向いていません。こうした初期の資質から、彼が政治の舞台で華々しい役割を演じようという野心ももたない資質が当然に予想されます。より平穩な役割がありうるでしょうし、彼も父親のつらい生活や不幸を回避するでしょう。それでもこの子には、素晴らしい判断力と、彼が育てられたあらゆる考え<sup>(7)</sup>に合致した独立不羈の精神があります。何をしたいのか、彼に探りを入れたことがあります、彼は労働者に、ただしできる限り独立的な範疇<sup>(8)</sup>の労働者に〔なりたい〕、と答えました。そして彼は、印刷工という範疇を挙げたのです。〔ですから〕私は、彼の好みに従う以上のことを望みません。末っ子〔カミーユ〕については、この点に關しては何も言うことができません。彼はまだあまりにも幼くて、彼が表すことをまだ読み解けないのですから。しかし、君がその子に対しても、その兄に対してと同じくらいのことをしてくれることを期待してしかるべきであるな

らば、私は満足です。……G・B(グラッキウス・パプーフ)は自分についても、また家族についても野心を抱いたことは一度もありません。人民に対して善を提供することだけを熱望したのです。子供たちが、社会が常に必要とする範疇において、したがって社会の中でけっして生活に事欠くことのありえない範疇の中で、いつか立派で温和な職人となる状況にあることを知れば、父はとても幸いなのです。

妻に関しては、彼女には家事のオヴェロと一家の主婦に適した質素な美点しかないと考えてみれば、耐え難い貧困を免れるために彼女に必要となりそうなものは、やはりごくさやかなものでしょう。どのようなものであれ小家族を養うのにふさわしい、ごく平凡なお店を何かひとつ営みうるようにするには、わずかな金額を彼女に前貸しして下さるだけで足りるでしょう。

それから、親しき友よ。君にさらに厚意を求めたいのです。私の裁判の性質とその既定の展開から、今から人類の敵たちの目にはこの上もなく非難されるべき行為の報いを受けるための戦場に身を置きに行く日まで、私はまだかなりの日数を過ぎなければならぬ、ということが、私には分かっています。私の気休めのために、私は、妻と子供たち*い*わば生贄として私が捧げられる祭壇の下にまで私に付き添ってきて欲しいのですが、私にとっては、それは聴罪司祭よりもずっと価値があるでしょう。私がこの最後の満足感を奪われることのないように、彼らに旅ができるようにしてくださいよう、お願いします。

私の肉体が地に戻ったときにはもう、すべて壮大な目的に合致しており、また、私が死ぬ理由である完全に人類愛的な体制 *systeme* に合致している、かなり膨大な量の民主主義的で革命的な文書の草稿やメモや下書きしか私には残されてはいないでしょう。私の妻にはそれらすべてを集めることができるでしょう。そしていつの日か、迫害が弱まったときには、有徳の士たちがたぶん私の墓に幾本かの花を供えることができるくらい自由に自分の考えを表現できるようになったときには、そして、われわれが人類に提案した幸福を人類に得させるための手段のことをやっと再考しうるよ

うになったときには、君は、今日の腐敗墮落分子たちが私の夢想と呼んでいるすべてを含んでいるさまさまな部分稿の混じった寄せ集めをそれらの紙くずの中から探し、平等の信奉者すべてに對し、われわれの諸原則を胸の中に持ち続けているわが友たちに對し、それを提示してやっていただけでないでしょうか。

終わりにします。心をこめて。そしてさようなら。

G・バブーフ

## 訳注

- [1] ここに収録した「遺言」は、ヴァンドームに移送される前にフェリックス・ルベルティエに宛てて書かれたものである。出典は以下による。Victor Auvillay, *Histoire de Gracchus Babeuf et du babouvisme, d'après de nombreux documents inédits*, op. cit., t. I, 1884, pp. 222-227 et M. Dommanget, *Pages choisies de Babeuf*, op. cit., pp. 313-319. なお、これは適切とは思われないが、「政治的遺言」という表現はドマンジェによる『選集』の巻末目次に用いられているもの。 Cf. M. Dommanget, *Pages choisies*, op. cit., p. 330.
- [2] 「陰謀」発覚によって逮捕（九六年五月二〇日）された後、アペイ監獄を経て、警備の堅固なテンブル監獄に収監されていた。
- [3] ルベルティエ宛の手紙は、結果的にはこれが最後のものではなく、刑死の三日前にいま一通、本号で「補足資料 一」として収録した手紙が書かれた。
- [4] 逮捕直後の共和暦第四年フロレアル二三日（九六年五月二二日）にバブーフが総裁政府に宛てた書簡〔終章「総裁政府宛てのバブーフの書簡」の項（前号）を参照〕。
- [5] 三男カイウスは九七年一月二八日にヴァンドームで誕生したのであって、この手紙が書かれた時点ではまだ生まれていなかった。バブーフの子どもたちについては、第二章の訳注〔70〕をも参照。
- [6] 暗殺された公會議員ミシェル・ルベルティエ（第八章原注〔1〕への補注〔\*1〕を参照）の娘。この手紙の相手フェリッ

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（一〇・完）

一一（625）

クス・ルベルティエの姪にあたる。

[7] 妻子に最後の別れをし、最期を看取られたい、というパプーフの願いは叶えられなかった。

### 補足資料 三

#### ブオナローティ「プロンテール宛ての手紙——アナグラムを解く鍵」<sup>[1]</sup>

一八三六年五月三日、パリ<sup>[2]</sup>

同志 friendsよ。

まだ生きながらえているおかげで、先ごろ配付された内容見本を通じて、あなたが拙著『パプーフの陰謀の歴史』を英語版で出版する決断を下された際のあなたの熱意を知りましたが、そのときに私が覚えた満足の気持ちをあなたに示すことができなくて幸いです。心からの感謝の意を表します。そうした感謝の意は、同胞たちへの愛ゆえに抑圧者の中傷と迫害とに敢然と立ち向かい、真理と正義の発展に道を開いた人物に対して示さなければなりません。イギリスの内部にもあの純然たる平等の誠実な友たちがいることが分かったのは本当に喜ばしいことですし、また、幸せなことに私も、その平等を目差して、そうした努力を自分たちの血で確固たるものとしたわが友たちのはるかに輝かしい努力に私のわずかな努力を加えたことがあります。

果てしなく根深い習俗と下劣な情念とが今もなお理性を曇らせ、意志を束縛しているとはいえ、人類の救済を諦めてはなりません。私は確信しています、人類は社会性 *socialité* と幸福への道を前進するでしょう。そして私たちは、より幸福な人生の中で、私たちが垣間見、また親たちよりも賢明な後継者たちが手にすることのできる善を享受するで

しょう。以下に本当の名前の控えを付しておきましたので、拙著の刊行時には慎重を期すという理由から採用しなければならなかったアナグラム〔語転綴〕を、本名に置き換えて下さるようお願いします。そうした理由は今日では意味のないものとなっておりますし、バブーフのさまざまな営為と危険をともした人びとを知っていたことは当然のことだからです。

私の意図が自分のことを語ることにないことは確かなことです。良きにつけ悪しきにつけ、私の人生の詳細について正確に知ったところで、人類にとって何か利益になるのでしょうか。「ただ」あなたが私の伝記を引き出した種々の資料は時代錯誤と誤謬に満ち満ちていることをあなたにお知らせするにとどめておきます。私が行なっていないことなのに私に原因があるとされておられ、「逆に」私が行なったと主張しうることが一部削除されたり、間違って表現されたりしているのです。いくつかの出来事の位置が時としてずれもいます。そしてあなたが私について抱いてくださっている好意的な見方から、あなたは私への賞賛を書いておられますが、私自身そうした称賛には値しないことを恥ずかしく思っています。

私にとっては大歓迎のことでしたが、個人的なきっかけから、有益な刊行物と私には思われるロベスピエールについての伝記的随筆をあなたにお送りする便宜が手に入りました。おそらくあなたは、それを利用することが適切だと判断なさるでしょう。

あなたと知り合う機会を与えてくれた出来事は、私にとっては本当に思いがけない幸運です。あなた方が擁していると思われる筋金入りの人びとは、時の経過とともにかなり数少なくなっています。しかし私は、イギリスではすべてが富への渴望と同業者意識であるわけではないということを、また、貴国の貴族院〔上院〕議員たちやブルトス〔ギリシア神話中の富の神〕の使徒たちとは別に、深い考えをもった思想家、人民の献身的な友、そして人間の無分別な言動を軽蔑する素晴らしい人たちがおられるということをはっきりと知って満足しています。

## アナグラムを解く鍵<sup>30)</sup>

[ブロンテールによる英訳版 p. 432 に収録されている一覧表]

アナグラム → 本名

ブドン Bedon → ドゥボン Debon, と読み替え(以下同じ)

ロージャン・ド・ドリメル Laujen de Dorimel (ロルジャン・ド・ドワメル) [Laurjen de Doimel] → ジュリアン・ド・ラドローム Julien de la Drôme

アナック Hannac → シャナン Chanan

ソンボ Sombod → ボドソン Bodsom [Bodson]

グラルトゥ Glartou → グラール Goulard 印刷工

ラティルム La Tilme → マイエ Maillet 法曹家

シャントラル Chintrard → トランシャル Trinchard 指し物師

ヴェロール Vêlor → レヴォル Révol 印刷工

ゴルスカン Golscaïn → ソリニャック Solignac 皮なめし職人

リヴァーグル Rivagre → グラヴィエ Gravier ワイン商

リップ Lihppi → フィリップ Philip 船員

ティミヨ Tismiot → ミトワ Mittois 文人

リュソリヨン Lussorillon → ルシヨン Roussillon 外科医

ルフ Reuf → フェリュ Fêru (ド・トゥーロン)

エリディ Eriddi [Eriddy] → ディディエ Didier 錠前師

フィリップ・ルレクセル Filipe le Rexelet [Rixellet]

→ フェリックス・ルベルティエ Felix Le Pelletier [Lepelletier]

ド・ノンベ(あるいはドノンベ) De Naumbet [Denaumbet]

→ ボードゥマン Baudement [Bodman]

アデリ Adery [レディ Ready] → ドゥレ Deray

エリ Eris → レ Reys 馬具師

クレクセル Crexel → クレレックス Clerex [Clerex ou Clers] 仕立て屋

ルイミュ Le Himug → ギレム Guilhem 郵便局員

ペリノ(あるいはレルピーノ) Perrino [Rerpino] → ピエロン Pierron

アリノジェ Allinoget → レニユロ Laignelot 元公會議員

ウデュショワ Euduchoi → シュディウ Choudieu 同上

サズミ Sasemy

→ マセ Massey [(オリジナル版では)元公會議員と記されているが誤り]

[エディシオン・ソシアル版での追加分]

ロマンコルセル Romaincolsel → ニコラ・モレル Nicolas Morel

ウレクル Ourecle → ルクール Lecoour

レール・ド・ラネトゥル Laire de la Naitle → ダレール=トゥナイユ Dalaire-Tenaille

ユラジュノック Ulagenoc → クーランジュ Coulange

ソワーニュ Soigne → ジュノワ Genois

同志よ。信じていたいただきたいのですが、あなたが私にお手紙をくださることがあるならば、私はあなたとの交友が深まることを幸せに思います。

あなたの忠実な同志

フィリップ・ブオナローティ

七五歳

## 訳注

〔1〕 この文書（手紙）は、ブロンテールによる英訳版（一八三六年刊）の末尾近くにフランス語原文と英語訳の双方で初めて収録された（*Buonarroti's History of Babeuf's Conspiracy for Equality ... translated by Bronterre (O'Brien), London, 1836, pp. 429-432.*）のであって、当然のことながらオリジナル版（一八八年刊）には収録されていない。エディシオン・ソシアル版は英語版からの再録である。

〔2〕 ブオナローティは一八三〇年八月にブリュッセルからパリに戻っていた。没したのはブロンテール宛の手紙を書いた一年と少し後、三七年九月一六日のことである。

〔3〕 英訳版では二五人についてオリジナル版での表記を本名に復元してある。さらに、この「アナグラムを解く鍵」を含む「手紙」を英語版に掲載する理由を述べた短い一文が付されている。エディシオン・ソシアル版には、編者（校訂者）G・ルフェーヴルによってさらに五人が追加されている。Cf. Buonarroti, *Conspiration pour l'égalité dite de Babeuf*, préface par Georges Lefebvre, Paris, Ed. Sociales, 1957, t. 2, p. 219. 一見して人名としては奇異な、あるいは不自然なアナグラムもあることが分かる。なお「」内はブオナローティが「アナグラムを解く鍵」で記したのとは異なった綴りで用いられている表記である。

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀（一〇・完）

一五（629）

「フランス共和国憲法」

一七九三年「六月二四日」に国民公会によってデクレとして布告された（いわゆる「一七九三年憲法」）

人間と市民の権利の宣言（一七九三年の人権宣言）

フランス人民は、人間のもつ自然的諸権利の忘却と軽視のみが人びとのさまざまな不幸をもたらす原因であることを確信し、これらの神聖かつ譲渡不可能な権利を厳肅な宣言のうちに提示することを決意した。すべての市民が、政府の行為を社会制度全体の目的と絶えず対比できるようにして、決して圧政 *tyrannie* に抑圧され、卑しめられることのないようにするために、また、人民が自らの自由と幸福との基礎を、政務官 *magistrats* がその責務の規範を、立法者がその任務の目的を、常に目にするようにするためにである。

したがってフランス人民は、最高存在の前で、人間と市民の諸権利の宣言を以下のように布告する。

第一条 社会の目的は共同の幸福 *bonheur commun* である。

政府は、時効によって消滅しえない *imprescriptible* 自然権の享受を人間に対して保障するために設けられる。

第二条 その諸権利とは、平等、自由、安全、所有権 *propriete* である。

第三条 人間はすべて、生まれながらにして *par la nature*、また法の前において、平等である。



第四条 法は、一般意思の自由かつ嚴肅な表現である。法は、保護する場合であれ、処罰する場合であれ、万人にとつて同一である。法は、社会にとって正当かつ有益なことのみに命じることができる。法は、社会にとって有害なことのみ禁じることができる。

第五条 市民はすべて公平に、公的職務に就くことができる。自由な諸人民は、選任されるにあたって徳性と才能以外に優先理由をもたない。

第六条 自由とは、人間がもつ、他者の権利を損なわないすべてのことを行ないうる力である。自由の原理は自然であり、その規範は正義 *justice* であり、その防壁は法であり、また、その道徳的な制限は「己の欲せざる所に施す勿れ」という公準 *maxime* のうちにある。

第七条 出版によるのであれ、その他の方法によるのであれ思想および信條を表明する権利、平穩に集会する権利、信仰実践の自由は、禁止することができない。

これらの権利を明記する必要性は、專制支配 *despotisme* の存在およびその最近の記憶のどちらかを前提としている。

第八条 安全は、社会がその構成員一人ひとりに対し、その身体、諸権利および財産の保持のために与える庇護のうちにある。

第九条 法は、公共および個人の自由を統治者による抑圧から守らなければならない。

第一〇条 いかなる者も、法律によって定められた事由と法律が規定した手続によってしか、告発され、逮捕され、勾留されてはならない。司法当局によって出頭を命じられるか、あるいは逮捕された市民はすべて、直ちに従わなければならない。抵抗したときは、その市民は有罪となる。

第一一条 ある人間に対し、法律が規定する事由と手続によらずしてなされる行為はすべて、恣意的 *arbitraire* であ

り、*tyrannique* である。こうした行為を暴力によって受けそうになった者は、力に訴えてその行為を排除する権利を有する。

第二二条 恣意的な法律行為 *acte* を請願し、発し、それに署名し、それを執行するか、あるいは執行させる者は、有罪となるのであって、処罰されねばならない。

第二三条 人間はすべて、有罪を宣告されるまでは無罪と推定されるのであって、逮捕が絶対に必要であると判断されても、その身柄を確保するのに必要でないような過酷な措置はすべて、法によって厳しく抑制されねばならない。

第二四条 いかなる者も、事情聴取されるか、あるいは合法的に召喚されるかした後でしか、また、その犯罪 *crime* 以前に公布された法律によってしか、裁かれてはならず、また処罰されてはならない。法律が存在するより前になされた犯罪を罰するような法は *tyrannique* となり、また、法律に遡及効果を付与することは重罪 *crime* となろう。

第二五条 法律は、明らかに最低限必要な刑罰のみを科さねばならない。刑罰は、犯罪 *crime* に相応し、かつ、社会にとって有益なものでなければならない。

第二六条 所有権とは、市民すべてがその財産、収入、その労働と職業の果実を随意に享受し、処分する権利である。

第二七条 いかなる種類の労働、耕作、商業も、市民の職業 (*industrie*) として禁止することはできない。

第二八条 人間はすべて、その時間と労働を契約の対象とすることができる。しかし、自らの身を売ることも、売られることも許されない。その身体は、譲渡可能な所有物ではない。法律は、奴婢の身分 *domesticite* を認めない。働く人間とそれを雇う人間との間には、心遣いと感謝の契約のみ存在することができる。

第二九条 いかなる者からも、そのどれほどわずかな部分の財産といえども、法的に確認された公共の必要が要求し、

かつ、前以て正当な補償金が支払われる場合でなければ、その同意なくして奪うことはできない。

第二〇条 いかなる租税も、一般利益のため以外には設けることはできない。市民はすべて、租税の創設に協力し、その使途を監視し、その報告を受ける権利を有する。

第二一条 公的な扶助 *secours* はひとつの崇高な債務である。社会は、不幸な市民に対して、あるいは労働を提供することによって、あるいは労働できない人びとには生活手段を保障することによって、生存を保障しなければならない。

第二二条 教育は、万人にとって必要なものである。社会は全力をあげて公衆の理性の進歩を奨励し、また、すべての市民が教育を受けられるようにしなければならない。

第二三条 *garantie sociale* は、各人にその権利の享受と保持とを確保するための万人の行為のうちにある。この保障は、国民主権にその根拠を有する。

第二四条 社会保障は、公的職務の限界が法律によって明確に規定されていなければ、また、すべての公務員の責任が明確にされていなければ、意味をもつことはできない。

第二五条 主権は人民に存する。主権は一体にして不可分であり、時効によって消滅しえず、かつ譲渡不可能である。

第二六条 人民のいかなる部分も、人民全体の権力を行使することはできない。しかし、「集会に」招集された各〔選挙〕区 *section* の主権者は、その意思を完全に自由に表明する権利を享有しなければならない。

第二七条 主権を侵害する *usurper* 個人は誰であれ、自由人（自由の擁護者 *homme libre*）によって直ちに死刑に処せられんことを。

第二八条 人民は常に、その憲法を再検討し、改正し、取り替える権利を有する。あるひとつの世代が、その世代の諸法律に後世の人びとを従わせることはできない。

第二九条 どの市民も、法の形成に協力し、また、市民の受任者 *mandataire* または官公吏 *agent* の選任に協力する、平等な権利を有する。

第三〇条 公的職務は、本質的に一時的なものである。それは、栄誉や褒章と見做されてはならず、義務と見做されるべきである。

第三一条 人民の受任者および人民の官公吏の犯罪は、けっして処罰されずに済まされることがあってはならない。いかなる者にも、自分が他の市民よりも不可侵であると主張する権利はない。

第三二条 公権力の執行者 *depositaire* に対して請願書を提出する権利は、いかなる場合においても、禁止し、停止し、また制限することはできない。

第三三条 抑圧 *oppression* に対する抵抗 *resistance* (権) は、それ以外の人権のもたらす帰結である。

第三四条 社会体の構成員のただひとりであっても抑圧を受けているときには、社会体に対する抑圧が存在する。社会体が抑圧を受けているときには、どの構成員に対しても抑圧が存在する。

第三五条 政府が人民の諸権利を侵害 *violat* するときには、人民にとって、また人民のどの部分にとっても、叛乱 *insurrection* はもともと神聖な権利であり、もともと免れえない義務である。

## 憲法

### 共和国について

第一条 フランス共和国は、一体にして不可分である。

## 人民の配置について

第二条 フランス人民は、その主権の行使のために、カントンの第一次会に *assemblée primaire* 配置 *distribuer* される。

第三条 フランス人民は、行政および司法の面で、県、郡、市町村に配置される。

## 市民の身分について

第四条 フランス市民の諸権利を行使することができるのは、以下の者である。

フランスにおいて生まれ、かつ居住し、年齢満二一年に達したすべての男性。

年齢満二一年に達し、フランスに一年以上居住して、フランスにおいて自らの労働を糧に生活しているか、不動産を取得しているか、フランス人女性と婚姻しているか、子を養子にしているか、あるいは老人を扶養している、すべての外国人男性。

最後に、立法府によって、人類に対して多大の貢献をしたと判断されるすべての外国人男性。

第五条 市民権の行使は、以下の場合に失われる。

外国への帰化。

人民的でない政府に由来する職務あるいは特別待遇の受け容れ。

加辱刑あるいは体刑の宣告、ただし復権 *réhabilitation* がなされるまでの間。

第六条 市民権の行使は、以下の場合に停止される。

重罪院に訴追されている状態。

欠席判決を受けている状態、ただしこの判決が取り消されない限り。

人民主権について

第七条 主権者たる人民は、フランス市民の総体 *universalite* である。

第八条 主権者たる人民は、その代表者〔議員 *député*〕を直接に選任する。

第九条 主権者たる人民は、行政官 *administrateur*、公的仲裁人、刑事裁判所および破毀裁判所の判事 *tribune* の選任を選挙人に委任する。

第一〇条 主権者たる人民は、法律について決定 *deliberer sur* する。

第一次会について

第一条 第一次会は、各カントンに居住する市民で構成される。

第二条 第一次会は、投票するよう招集された、最低二〇〇人から最高六〇〇人の市民で構成される。

第三条 第一次会は、ひとりの議長、複数の幹事 *secrétaire* および開票立会人 *scrutateur* によって設立される。

第四条 第一次会の規律〔内部警察 *Police*〕権は、第一次会に属する。

第五条 何人も、武器を携帯して第一次会に出席することはできない。

第六条 選挙は、各投票者の選択に応じて、投票によって、あるいは発声によって、行なわれる。

第七条 第一次会は、いかなる場合にも、画一的な投票方式を定めることはできない。

第八条 開票立会人は、文字を書くことができないが、投票用紙による投票を選択する市民の投票を確認する。

第九条 法律についての投票は、賛成 *oui* または反対 *non* でなされる。

第二〇条 第一次会の意向は、以下のように公表される。すなわち、投票者総数……人の第一次会に、参集した市民は、……の多数で、可決あるいは否決する、と。

## 国民代表について

第二一条 人口 population のみが、国民代表のただひとつの基礎である。

第二二条 議員 député は、四万名につきひとりである。

第二三条 三万九千名から四万一千名の人口を基礎とする第一次会の各集合はそれぞれ、直接にひとりの議員を選任する。

第二四条 選任は、投票数の絶対多数でなされる。

第二五条 各第一次会は、それぞれ開票を行い、もっとも主要な場所として指定された場所に全体の集計のための委員 commissaire を派遣する。

第二六条 第一回の集計によって絶対多数が得られなかったときは、第二回目の招集がなされ、上位得票者二名について投票が行われる。

第二七条 得票が同数である場合には、決選投票についてであれ、選任についてであれ、年長者が選ばれる。同年齢である場合には、抽選によって決する。

第二八条 市民権を行使するフランス人はすべて、共和国の領域内において被選挙権を有する。

第二九条 いずれの議員も、国民全体に属する。

第三〇条 議員の辞退、辞任、罷免あるいは死亡の場合には、その議員を選任した第一次会によって、その後任が選任される。

第三一条 辞任を申し出た議員は、その後任が承認された後にのみ、職務を離れることができる。

第三二条 フランス人民は、毎年五月一日に、選挙のために集会〔第一次会〕をもつ。

第三三条 集会は、投票する権利をもつ市民がどれほどの数であろうと、開催される。

平等をめざす、いわゆるパプーアの陰謀（一〇・完）

一三三（637）

第三四条 第一次会は、投票権をもつ市民の五分の一の要求があれば、臨時に開催される。

第三五条 その場合、招集は、通常の集會場所の市町村当局によって行なわれる。

第三六条 この臨時会は、選挙権を有する市民の過半数が出席していない限り、審議を行う *deliberate* ことはできない。

#### 選挙人會について

第三七条 第一次會に參集した市民は、出席の有無にかかわらず、市民二〇〇名についてひとりの選挙人 *elector* を、

三〇一名から四〇〇名までは二名の選挙人を、五〇一名から六〇〇名までは三名の選挙人を選任する。

第三八条 選挙人會 *assembly of electors* の開催および選挙方式は、第一次會におけるのと同じである。

#### 立法院について

第三九条 立法院は、單一不可分にして常設である。

第四〇条 立法院の會期は一年間とする。

第四一条 立法院は、七月一日に招集される。

第四二条 國民議會は、少なくとも議員 *senator* の過半数で構成されていないときは、設立されることができない。

第四三条 議員は、立法院内において表明した主張について、いかなるときであれ、搜索を受けることも、訴追されることも、また裁判に付されることもありえない。

第四四条 議員は、犯罪事實を理由に現行犯逮捕されうる。しかし、勾引勾留状〔逮捕状〕も勾引状も、立法院の許諾があつてはじめて、発することができる。



立法院の会議開催について

第四五条 国民議会の会議 *session* は公開である。

第四六条 国民議会の会議事録は、印刷に付される。

第四七条 国民議会は、少なくとも二〇〇名の議員で構成されなければ、審議を行うことはできない。

第四八条 国民議会は、議員が発言を要求した順番に従って、議員が発言することを、拒否することはできない。

第四九条 国民議会は、出席者の多数で議決する。

第五〇条 五〇名の議員は、「その要求によって」点呼による投票を求めることができる。

第五一条 国民議会は、議会内での議員の行動について譴責処分権を有する。

第五二条 議場における、また国民議会が定める「議場」外の構内における規律 *Police* 権は、国民議会に属する。

立法院の任務について

第五三条 立法院は、法律 *loi* を提案し、デクレ *decret* を制定する。

第五四条 以下に関する立法院の行為は、法律という総称の下に含まれる。

民事法および刑事法。

共和国の通常の収入および支出の全般的管理 *administration*。

国有財産。

租税の性質、総額および徴収。

宣戦布告。

フランスの領土の新たな全般的配置 *distribution* 全体。

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀 (一〇・定)

二五 (639)

公教育 instruction publique。

偉大な人物を記念するための公的顕彰。

第五五条 以下に関する立法府の行為は、テクレという個別名称で示される。

陸軍および海軍の年度ごとの体制。

フランスの領土内における外国軍部隊の通過の許可あるいは禁止。

外国海軍の共和国港湾内への導入 introduction。

治安および安寧のための一般的措置。

公的扶助 secours publics および公共土木事業の年度ごとの配分。

すべての種類の貨幣鑄造の命令。

不測かつ臨時の支出。

あるひとつの行政機関、あるひとつのコミュニティ、あるひとつの種類の公共土木事業に対する地域的で個別的な措置。

国土の防衛。

条約の批准。

〔陸・海〕軍の総司令官 commandant en chef の任命および解任。

〔執行〕評議会の構成員および公務員 fonctionnaire public の告訴および責任。

共和国の公安 sureté générale に対する陰謀〔叛逆 complot〕の容疑者の起訴。

フランスの領土の部分的配置 distribution の面でのすべての変更。

国民的褒章。

法律の形成について

第五六条 法案の提出に先立って、報告がなされる。

第五七条 報告から二週間が経過した後にはのみ、審議を開始することができ、また、暫定的な法律を定めることができる。

第五八条 法案は、提出された法律案という表題で印刷に付され、共和国のすべてのコミューンに送付される。

第五九条 提案された法の送付から四〇日後に、過半数の県において、各県の適法に構成された第一次会の一〇分の一が異議を申立てないときは、この法案は承認され、法律となる。

第六〇条 異議申立て *reclamation* があるときは、立法院は第一次会を招集する。

法律およびデクレの表題について

第六一条 法律、デクレ、判決文およびすべての公文書には、フランス人民の名において、フランス共和暦……年、という表題が付される。

執行評議会について

第六二条 二四名で構成される執行評議会 *Conseil exécutif* が設置される。

第六三条 各県の選挙人会 *assemblée électorale* はひとりの〔執行評議会評議員〕候補者を指名する。立法院は、〔候補者の〕全員名簿にもついで、執行評議会の評議員を選出する。

第六四条 執行評議会は、立法期ごとに、その会期の最終の数ヶ月のうちに、その半数が改選される。

第六五条 執行評議会は、一般行政の指導 *direction* および監督 *surveillance* を担当する。執行評議会は、立法院の法

律およびデクレの執行についてのみ、行動することができる。

第六六条 執行評議會は、その外部から、共和国の一般行政を担当する長官 *agents en chef* を選任する。

第六七条 立法院は、これらの行政長官の員数および職務を規定する。

第六八条 これらの長官はけっして評議會〔合議体 *conseil*〕を形成しない。これらの長官は分離され、相互に直接的な関係をもたない。長官は、いかなる個人的権限 *autorité* をも行使しない。

第六九条 執行評議會は、その外部から、共和国の対外的行政官 *agents extérieurs* を選任する。

第七〇条 対外的行政官は、条約締結の交渉に当たる。

第七一条 執行評議會評議員は、背任行為 *breach of duty* がある場合には、立法院によって告発される。

第七二条 執行評議會は、法律およびデクレの不履行について、また執行評議會が告発しない職權濫用について、責任を負う。

第七三条 執行評議會は、その選任にかかる行政官 *agents* を罷免し、後任を決める。

第七四条 執行評議會は、しかるべき理由があるときは、司法当局に対して行政官 *agents* を告発しなければならない。

執行評議會と立法院との関係について

第七五条 執行評議會は、立法院を所在地とする。執行評議會は、立法院の議場内に入入口 *entrée* および別個の席 *place* を有す。

第七六条 執行評議會は、報告すべき事柄があるたびに、報告を聴取される。

第七七条 立法院は、妥当と判断するときには、執行評議會全体あるいはその一部を立法院内に招集する。

## 地方行政官吏職団について

第七八条 共和国の各コミュニティに市町村行政庁 administration を、各ディストリクトに中間的行政庁を、各県に中央行政庁を設置する。

第七九条 市町村の官吏 officer は、コミュニティ議会によって選任される。

第八〇条 行政官 administrateur は、県およびディストリクトの選挙人会によって任命される。

第八一条 市町村行政庁 municipalite および「中間的および中央」行政庁は、毎年半数が改選される。

第八二条 行政官および市町村官吏は、いかなる代表性ももたない。行政官および市町村官吏は、いかなる場合にも、立法府の法律行為を変更することもできず、また、その執行を停止することもできない。

第八三条 立法府は、市町村官吏および行政官の職務、その服務規則、また、彼らが蒙るべき刑罰を定める。

第八四条 市町村行政庁および中央行政庁の会議の séance は公開とする。

## 民事裁判について

第八五条 民法および刑事法の法典 code は、共和国の全土で一律である。

第八六条 市民が、自ら選任する「私選」仲裁人 arbitre に対し係争事案について判決を下させる権利には、いかなる侵害も加えることはできない。

第八七条 市民が異議申し立ての権利を保留しないときは、その仲裁人による決定は最終的なものとなる。

第八八条 法律によって規定される小郡「アロンディスマン」<sup>(1)</sup>の市民によって選任される治安判事 juge de paix が設けられる。

第八九条 治安判事は、訴訟費用なしに調停を行い、判決を下す。

第九〇条 治安判事の員数および権限は、立法府によって定められる。

第九一条 選挙人会によって選任される公選仲裁人 *arbitre public* が設けられる。

第九二条 公選仲裁人の員数およびその管轄アロンディスマンは、立法府によって定められる。

第九三条 公選仲裁人は、私選仲裁人 *arbitre privé* および治安判事によって最終的に決着の付けられなかった争訟について審理する。

第九四条 公選仲裁人は、公開で審理を行なう。

公選仲裁人は、口頭で意見を表明する。

公選仲裁人は、口頭による弁護に基づいて、あるいは単に趣意書に基づいて、訴訟手続なしに、また訴訟費用なしに、終審の決定を下す。

公選仲裁人は、その決定の理由を述べる。

第九五条 治安判事および公選仲裁人は、毎年選任される。

### 重罪裁判について

第九六条 重罪 *criminel* 事案については、いかなる市民も、陪審員が受理したか、あるいは立法院がデクレによって布告した告発にもとづいてのみ、裁判に付せらる。

被告人には、自ら選んだ弁護人 *conseil* か、あるいは官選の弁護人 *conseil d'office* が付くものとする。

予審 *instruction* は公開とする。

〔犯罪の〕事実 *fait* および意図 *intention* (犯意) が、判決陪審員 *juré de jugement* によって申立てられる。刑罰は、重罪裁判所によって適用される。

第九七条 重罪裁判所裁判官 *judge criminel* は、毎年、選挙人会によって選任される。

#### 破毀裁判所について

第九八条 共和国全体についてひとつの破毀裁判所 *tribunal de cassation* が設置される。

第九九条 この破毀裁判所は、訴訟事件の実体〔*本案 l'onde*〕についての審理は行なわない。

破毀裁判所は、手続違反について、また法律への明白な違反について判決を下す。

第一〇〇条 この〔破毀〕裁判所の構成員は、毎年、選挙人会によって選任される。

#### 公租について

第一〇一条 いかなる市民も、公的経費の分担金を支払うという、名誉ある義務を免除されることはない。

#### 国庫について

第一〇二条 国庫は、共和国の収入および支出の中心点である。

第一〇三条 国庫は、執行評議会が任命する会計官 *agent comptable* が管理する。

第一〇四条 会計官は、立法府がその外部から任命し、また、会計官が告発しない濫用について責任を負う、監査官 *commissaire* の監督を受ける。

#### 会計について

第一〇五条 国庫会計官および国庫金行政官の会計報告は、毎年、執行評議会によって任命される、責任ある委員に報

平等をめざす、いわゆるパプーフの陰謀 (二〇・完)

告される。

第一〇六条 これらの検査官 *verificateur* は、立法府がその外部から任命し、検査官が告発しない濫用 *abus* および過誤 *erreur* について責任を負う、監査官の監督を受ける。

立法府は決算を行う。

### 共和国の軍隊について

第一〇七条 共和国の総兵力は、全人民で構成される。

第一〇八条 共和国は、平時であっても、共和国の経費で陸軍および海軍を保有する。

第一〇九条 フランス人（男性）はすべて兵士である。フランス人はすべて、武器操作の訓練を受けるものとする。

第一一〇条 最高司令官 *généralissime* は置かれない。

第一一一条 階級の区別、識別章および従属関係は、兵役と関連してのみ、また、兵役期間についてのみ、存続する。

第一一二条 国内において秩序および治安を維持するために用いられる公の武力は、憲法上の諸機関 *autorités constituées* の文書による要請に基づいてのみ行動するものとする。

第一一三条 外部の敵に対して用いられる公の武力は、執行評議会の命令の下に行動する。

第一一四条 いかなる軍団 *corps d'armée*（軍隊 *armée* と師団 *division* の間）も審議・決定を行う *deliberer* ことばで  
きない。

### 国民公会について

第一一五条 過半数の県において、それぞれの県の、適法に設立された第一次会の一〇分の一が、憲法の改正あるいは



そのいくつかの条文の修正を要求するときは、立法院は、国民公会を開催するべきかどうかを知るために、共和国のすべての第一次会を招集しなければならない。

第一一六条 国民公会は、立法院と同じ方法で構成され、立法院の権限をあわせもつ。

第一一七条 国民公会は、憲法に関しては、その招集の理由となった対象のみを扱う。

フランス共和国と外国の諸国民との関係について

第一一八条 フランス人民は、自由な諸人民の友にして、その当然の同盟者である。

第一一九条 フランス人民は、けっして他の国民の政府に干渉しない。フランス人民は、「フランス以外の」他の国民がフランス人民の政府に干渉することを許容しない。

第一二〇条 フランス人民は、自由の大義のために祖国から追放された外国人を庇護<sup>proteger</sup>する。

フランス人民は、圧政者<sup>tyrannos</sup>を庇護することはしない。

第一二一条 フランス人民は、その領土を占領している敵とはけっして講和しない。

諸権利の保障について

第一二二条 憲法はすべてのフランス人に対して、平等、自由、安全、所有権、公債、信仰の自由な実践、公教育<sup>instruction commune</sup>、公的扶助、出版の無制限の自由、請願権、民衆結社のうちに結集する権利、すべての人権の享受を保障する。

第一二三条 フランス共和国は、忠誠、勇氣、老齡、孝心、逆境を顕彰する。フランス共和国は、すべての美徳の庇護の下にこの憲法を寄託する。

第二二四条 人権宣言および憲法は、立法府内部および公共の場所の板に刻み込まれる。

署名 コロー<sup>12</sup>デルボワ<sup>13</sup>(議長)

デュラン<sup>14</sup>マイヤー<sup>15</sup>

デュコ<sup>16</sup>

モール<sup>17</sup>

Ch・ドラクロワ<sup>18</sup>

ゴシュアン<sup>19</sup>

P・A・ラロワ<sup>20</sup>(幹事)

訳注

〔1〕 九二年八月二〇日、チュイルリ宮を襲ったサン<sup>12</sup>キュロットの圧力を前に、立法議会は国王権限の一時停止と国王監禁を、また、普通選挙による国民公会選挙を布告した。プロイセン軍の進撃、ロンウイ、ヴェルダンでの降伏がもたらした恐怖は「九月虐殺」という事態をもたらした。ヴアルミエでの戦勝を機に、ようやく戦況に変化が生じた。

九月二一日、国民公会は「人民に承認された憲法しか憲法はありえないこと」「人身と財産は国民の庇護のもとにあること」を宣言し、コロ<sup>13</sup>デルボワおよびグレゴワール神父の提案に基づいて全員一致で「王政廃止」のデクレを発し、同二五日には「フランス共和国は一体不可分である」との宣言を行った。こうしてフランスは、革命直後からの立憲君主制から新たな体制<sup>14</sup>共和政への転換を進めるにいたった。象徴的に、九月二二日のデクレによって、この日は共和暦第一年ヴァンデミエール一日とされた。

新たな憲法制定を目差して、国民公会は九月二九日に憲法委員会Comité de la Constitutionの設置を決め、一〇月一一日にジロンド派が優位を占める形で委員会が構成された。公会内でのジロンド派と山岳派の抗争の中で、草案審議は遅れる一方であったが、九三年二月六日にコンドルセは委員会報告とともに、「人権宣言」案Projet de Déclaration des droits

naturels, civils et politiques des hommes」を提出し、二月一五―一六日に三条からなる「人權宣言」および全一三編三六八条（合計四〇一条）からなる「憲法」（いわゆる「ジロンド憲法」）草案を国民公会に提出した。「人權宣言」についての審議はようやく四月一五日に開始されたが、「憲法」本体については山岳派の引き伸ばし戦術によって遅延を重ねた。

四月一二日以降、ジロンド派閣僚の罷免を要求したマラーに対し、ジロンド派と平原派が提携してマラー告発を可決した。自首したマラーは二四日に革命裁判所で無罪となったが、両派の対立は激化の一途をたどることとなった。五月一八日にジロンド派は「二人委員会」を設置してパリ・コミューンを監視しようとし、二四日にはエベールらを逮捕した。これに対し、パリ・コミューンの後押しを受けた山岳派は、五月三二日から六月二日にかけてのジロンド派の追放に成功し、以後、国民公会はジャコバン派主導となった。

この間に、四月二日にロベスピエールがジャコバン・クラブにおいて「人權宣言私案」を朗読し、二四日には国民公会に提案されていた。

山岳派は一転して憲法制定作業を急いだ。六月九日にエロー・ド・セシユルが憲法委員会に草案を提出し、翌一〇日から国民公会での審議が始まり、二週間後の二四日には修正案が採択された。九三年六月二七日に公会は、九二年九月二日の宣言に従って、「憲法」案を人民（第一次会）の承認にかけた。人民投票の結果は、約七〇〇万名の有権者のうち、賛成一八五万票、反対一萬二千票（棄権は五〇〇万名余）であった。この「九三年憲法」は八月一〇日にシャン・ド・マルスでの式典において公布された。

しかし、国民公会が憲法制定の役割を終えた後に、八月一日のデクレで立法院 *Conseil Exécutif*（一院制の国民議会 *Assemblée nationale*）の選挙に進むはずであったが、公会の解散は延期された。九三年一〇月一日、公会はサン・ジュストの報告に基づいて「フランス臨時政府は平和が到来するまで革命的である」として、「九三年憲法」の停止を決定し、同時に公安委員会 *Comité du salut public* の指導制が確立された。一二月四日（共和暦二年フリメール一四日）に公会は「臨時革命政府の形態 *mode* に関するデクレ」を採択したが、これはモンタニヤール独裁期の基本法とも言うべきものであった。同月二五日（共和暦第三年二ヴォース五日）には、ロベスピエールが公会で「立憲政府の目的は共和政の維持であり、革命政府の目的は共和政の樹立である」とする演説を行った。立法院の選挙は、「共和暦第三年憲法」成立後の九五五年一〇月の五〇〇入院と元老院の選挙に至るまで、実施されなかった。

なお、この「証拠書類 一」は、本来初掲掲載（『法経論集』第一六九号）分に含めるべきものであったが、分量的になり超過したことから、見送りとしていたものである。この憲法については、前掲、河野編『資料 フランス革命』に富永茂樹による「人権宣言」のみの翻訳、また、長谷川正安『フランス革命と憲法（下）』日本評論新社、一九五三年、八一―八五ページに「人権宣言」の部分のみの、また、前掲、中村義孝編訳『フランス憲法集成』に全体の邦訳がある。

〔\*1〕 憲法委員会のメンバーとして、コンドルセ、ジャンソネ、バレル、バルバル、トマス・ペイン、ペティヨン、ヴェルジニョー、シエースとダントン、合計九名が選出された。ダントンを除いてジロンド派に属していた。国民公会への提出の際にはダントンの署名はない。

〔\*2〕 このジロンド派「人権宣言」草案については、中村義孝編訳『フランス憲法史集成』（法律文化社、二〇〇三年）、四一―四四ページを参照。「前文」と全三三條からなるこのジロンド派「人権宣言」草案は、人権を列挙する第一条で「自由、平等、安全、財産権、社会保障 *garantie sociale*」の次に「抑圧への抵抗」権を挙げ、第二三、二四條で「万人への初等教育の保障」「公的扶助義務」を謳い、第二二、二三條では、適法な手段、憲法によって定められた方法・形態 *mode* による、という制約を付しているが、再び「抑圧への抵抗」権を確認している。ジロンド派「人権宣言」とモンタニヤール「人権宣言」との間の溝はさほど大きいものではなかった。公会は、五月二九日から六月八日にかけて（ジロンド派の公会追放からジャコバン主導への転換期）に審議を行い、全三〇條からなる「人権宣言」を採択した（*CE. J.B. Duvergier, Collection complete des lois, décrets, ordonnances, règlements, ... T. 5. Chez A. Guyot et Scribe, 1834, pp. 307-308.*）。「前文」をもたないこの「人権宣言」第一条は、「平等、自由、安全、財産権、社会保障、抑圧への抵抗」の順で自然権を列挙している。「自由」と「平等」の順序が入れ替わった点は、モンタニヤール派「人権宣言」に受け継がれている。

〔\*3〕 この、いわゆる「ロベスピエールの人権宣言私案」については、本翻訳の第二章（本誌第一六九号）の原注（15）を参照。この「私案」の中では、第二条で生存権が、第七条で所有権への制限が、第一〇條では労働権が、第一条で社会的扶助が、第二七條以下で抑圧への抵抗権が明記されている。

〔2〕 八九年の「人権宣言」では、「公衆の不幸 *malheurs publics*」となっている。

〔3〕 八九年の「人権宣言」では、「立法権の行為および執行権の行為」となっている。この言葉 *magistrature* には司法官という意味、また地方レヴェルの行政官という意味もあるが、政務官と訳しておいた。

[4] 理由は不明であるが、このバラックラフがブオナローティの原著では欠落している。訳者による補いである。

[5] 八九年の「人権宣言」第二条は「あらゆる政治的結合の目的は……」で始まっている。他方、ジロンド派「人権宣言」では、「前文」において「人間の社会への結集全体の目的は、人間の自然的、市民的および政治的諸権利を維持することであり、これらの諸権利は社会契約 *Pacte sociale* の基礎である」という表現をとっている。

[6] 八九年の「人権宣言」第二条で列挙されている自然権は、自由、所有権、安全、および抑圧への抵抗 *résistance à l'oppression* 権である。この「九三年の人権宣言」では「平等」が自然権のひとつとして明記されている。抑圧への抵抗権は、「九三年の人権宣言」では別条（第三条）で確認されている。

[7] 八九年の「人権宣言」では、命令 *ordre* となっていることから、法律行為という訳語を採用しておいた。

[8] 重罪 *crime*。苦痛を与え、かつ名誉を損なう刑罰によって、または単に名誉を損なう刑罰によって処罰される犯罪。故殺、謀殺、尊属殺、反逆、通貨偽造などの犯罪。

[9] カントン（小郡）。ティストリクト（郡）。今日ではアロンディスマン（コミュニティ（ミニシパリテ、市町村）との中間に位置する。「一七九五年憲法」によって行政単位となるまでは、カントンは第一次会のための選挙区としての役割のみを担っていた。

[10] アロンディスマン。ルイ十六世の下で財務総監を務めたチュルゴの言葉によれば、旧体制下の州 *province* を構成するものとしてカントンとアロンディスマンがあり、またこのアロンディスマンはいくつかの町や村で構成されていた。ここでは、治安判事が置かれる単位として、カントンとほぼ同じ意味合いで用いられていると思われる。

[11] 治安判事 *Juge de paix*。一七九〇年八月一六および二四日に採択された「司法組織に関するデクレ」によって設置された治安裁判所 *justice de paix* で、人身・財産上の些細な問題、軽微な紛争、違警罪 *contravention de police* など日常生活に絡むさまざまな訴訟を、調停を通じて扱う裁判官で、任期二年（再選可能）でひとつのカントンに二名の治安判事（一カントンにいくつかの町（*villes*）あるいは *bourgs*）が含まれているときには、それぞれの町に一名）が市民から選出されることとなっていた。治安判事陪席たるブリュドム *prudhomme* が二名、同じように選任された。

[12] コロー＝デルボワ、ジャン＝マリー Jean-Marie Collot-d'Herbois（一七四九年六月バリエー九六年六月）。オラトリオ会系コレージュで学んだのち、役者稼業に入り、一七八七年にはリヨンで座長。八九年にパリに出、九〇年に書いた『愛国的

平等をめざす、いわゆるパブーフの陰謀（二〇・完）

三七（651）

家族、あるいは連盟』が大成功を取めた。シャトールヴィエーのスイス人兵士問題（第一章の訳注〔13〕を参照）では、彼らの復権のために尽力。九一年に革命の諸スローガン普及のための懸賞作品『ジェラルド親爺の暦』によってサン・キユロットとしての名声を固めた。「革命のトランペット」という仇名もここから生まれた。九二年八月一〇日の出来事に参加し、パリの蜂起コミューンのメンバーに選出され、九月虐殺を支持した。

国民公會議員に選ばれ、九三年九月には公安委員会の委員となり、一〇月末、フーシェとともにリヨンの叛乱を鎮圧した。その残虐さはロベスピエールから非難を受けたが、コロージュは、コロージュは、ロベスピエールの公安委員会指導のあり方に対して疑問を抱き始め、テルミドール九日のロベスピエール派粛清に大きく関与した。

しかし、コロージュはリヨンでの件でテルミドール派から訴追され、南米ギヤナのカイエンヌへの流刑を言い渡され、当地で没した。

- [13] マイヤーヌ、ピエール・トゥッサン・デュラン・ド・Pierre-Toussaint Durand de Mailhane（一七二九年十一月一日ブーシュ・デュ・ローヌ県サン・レミュー（一八二四年八月一四日同地）。教会法が専門の弁護士。アルル代官管轄区から三部会（第三身分）議員に選出され、「聖職者民事基本法」の起草に努力した。公會議員としては平原派（沼沢派）に属し、ボワシダンクラスとともに同派の中心人物と目されていた。ロベスピエールからも、ロベスピエール失脚を画策するグループからも働きかけを受けたが、デュラン・マイヤーヌは後者に与した。テルミドール九日以後、山岳派の断罪、ジャコバン・クラブの閉鎖、亡命貴族名簿からの抹消、九五年の夏に南仏で共和主義者虐殺を行なった王党派に対する庇護など、きわめて反動的な立場を取った。

- [14] デュコ、ジャン・フランソワ Jean-François Ducos（一七六五年三月一〇日ポルドー、九三年一〇月三一日パリ）。生地のオラトリオ会系コレージュを出て、商取引業に就く。九〇年四月に「ポルドー憲法友の会」の設立に関与、立法議會にジロンド県から選出され、奴隷売買禁止に努力した。反教権主義的なジロンド派の一員として、政教分離、離婚の合法化などを要求した。九二年夏の王政廃止にいたる過程では目立った動きを見せていなかった。九二年九月、ジロンド県から国民公會に再選出されたが、「二人委員会」には加わっていない。平原派に敵対し、山岳派とのつながりを維持していた。九三年四月にパリのセクシオンが作成した、公會から排除すべき二人の名簿にも記載されていなかった。九三年八月にマラーの寡婦から名誉毀損で訴えられたが、逮捕されず。しかし一〇月にアマールから告発されて、逮捕、ギロチン刑に処せられ

た。

[15] モール、ジャン＝ニコラ Jean-Nicolas Meunier (一七五七年三月イール＝エーヴィレーヌ県一八二六年一〇月ベルギーのヘント Gand)。レンヌで法学の勉強、亡命貴族となった作家シャトブリアンを裁いた裁判長。弁護士。立法議會議員選挙では補欠、九二年九月にロワール＝アンフェリウール県から国民議會議員に選出。山岳派に属し、国王処刑に賛成。マラーとは敵対的で、九三年二月二五日のパリでの青果商略奪事件の件でマラー告発。五月三一日直前に、デューコ、マイヤールとともに国民公会事務局(幹事団)を構成。テルミッドール以後も五〇〇人院議員など。王政復古後の一八一六年に、国王処刑に賛成した件で弑逆罪に問われ、ヘントに逃れた。

[16] ドラクロワ、シャルル Charles Delacroix (一七四二年四月マルヌ県ジヴリ一八〇五年一〇月ボルドー)。パリで法学を学び、シャンパーニュ地方で行政職に就いていたが、革命勃発後、一七九二年にマルヌ県から国民議會議員に選出。ジロンド派に含まれることもあれば、穏健な山岳派に位置づけられることもある。国民公会事務局(幹事団)入り。元老院議員にも。ブリュメール一八日のクーデタ後、対外関係相。一八〇〇年から没するまで、ブーシューデュロワヌ県、ジロンド県の知事を務めた。画家ウジェーヌ・ドラクロワの父。

[17] ゴシュエン、セザール＝ウージェーヌ César Eugène Cousin (一七五八年三月ノール県アヴェヌーヌ一八二七年四月パリ)。革命前にアヴェヌーヌ市長。九一年にノール県から立法議會議員に選出、九二年に国民議會議員として再選。穏健派に近かったが、共和暦三年のプレリアール蜂起(九五年五月二〇日)に際しては、公會議長ボワシダンクラスに対し、蜂起派弁士に連帯の抱擁を求める動議を提出した。五百人院議員にも。ボナパルトのクーデタ支持。王政復古後、政界を退いた。

[18] ラロワ、ピエール＝アントワーヌ Pierre-Antoine Laloy (一七四九年一月オート＝マルヌ県ドウルヴァン一八四六年三月オート＝マルヌ県ショモン)。パリで法学の勉強、弁護士。九一年にオート＝マルヌ県から立法議會議員に選出、九二年に同県から国民議會議員に再選出。山岳派に属し、国王処刑に賛成。共和暦二年ブリュメールまで保安委員会のメンバー。五〇〇人院議員で議長職をも務めた。王政復古後の一八一六年にベルギーに逃れ、一八三〇年七月革命後にフランスに戻った。

平等をめざす、いわゆるバブーフの陰謀(一〇・完)

